（別 紙）

専門実践教育訓練の受講に対する個人・企業双方に対する支援

社会人の中長期的なキャリア形成に資するための専門的かつ実践的な教育訓練として**専門実践教育訓練の指定を受けた講座を受講**した場合に、雇用保険の加入等所定の条件を満たした事業主・受講者は、それぞれ給付・助成が受けられます。

専門実践教育訓練とは

次のうち厚生労働大臣が指定したもの
(1)業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程
(2)専門学校の職業実践専門課程
(3)専門職大学院
(4)職業実践力育成プログラム《H28 年度新規に拡充されました》

訓練費用の企業負担なし（受講者本人が負担）の場合

訓練費用の企業負担ありの場合

社会人向け

＜専門実践教育訓練給付金の支給＞

雇用保険の被保険者期間10年以上（1回目のみ2年以上）の在職者又は離職後1年以内の者に対して、
①受講費用の50％（上限年間40万円）
②訓練修了後1年以内に資格取得等し就職等した場合は受講費用の20％（上限年間 16 万円）を支給

◎受講開始（12月上旬）の 1 カ月前までに原則本人の住所を管轄するハローワークに、あらかじめ交付を受けたジョブカードと『教育訓練申請給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』を提出

＜教育訓練支援給付金の支給＞

45歳未満の若年離職者に対して、基本手当日額の50％を支給

◎受講開始（12月上旬）の 1 カ月前までに原則本人の住所を管轄するハローワークに、『教育訓練申請給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』を提出なお、教育訓練支援給付金は専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給できる方でなければ給付を受けられないので、専門実践教育訓練の教育訓練給付金の手続きと同時かそれより後に手続きを行うこと。

事業主向け

＜人材開発支援助成金（特定訓練コース）（中長期キャリア形成コース））の支給＞

従業員の職業能力開発についての計画※1に基づいて、雇用保険の被保険者たる従業員に、専門実践教育訓練を受講させ又は受講を支援する場合に、
①訓練経費（中小企業:1／2 それ以外:1／3）
②訓練期間中の賃金（中小企業:800 円/h それ以外:400 円/h）
を助成※2

※1 具体的には、「事業内職業能力開発計画」等を策定し、「職業能力開発推進者」を選任する等の要件を満たすことが必要。
なお、「事業内職業能力開発計画」の作成にあたっては、「愛知労働局あいち雇用助成室 第一係」住所:名古屋市中区錦二丁目14-25TEL:052-688-5758までお問合せ下さい。

※2 1事業所の1年度の受給額の上限 500 万円

◎受講開始（12月上旬）の 1 カ月前までに「愛知労働局あいち雇用助成室 第一係」へ申請
［住所:名古屋市中区錦二丁目14-25
TEL:052-688-5758］

制度の詳細は、厚生労働省HPをご参照頂くか、豊橋技術科学大学 研究支援課センター支援係にお問い合わせください。